

# 平成25年度高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金の概要

平成25年11月14日 環境共生課

## (1) 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市町村等及びNPO等が、「高知県環境基本計画第三次計画」の目指す3つの社会づくり（低炭素社会づくり、循環型社会づくり、自然共生社会づくり）の方向性に沿った取組であり、かつ、県の環境政策と連携した取組を県内で行う事業であること。（平成25年度中に実施する事業であり、かつ、交付決定後に事業着手すること。）

また、当該計画の対象となる5つの分野（地球温暖化への対策、循環型社会への取組（3Rの推進等）、自然環境を守る取組、環境ビジネスの振興、環境学習の推進とネットワークづくり）であり、次に掲げるハード事業及びソフト事業とする。

### ①地球温暖化防止県民会議推進事業

高知県地球温暖化防止県民会議の会員又は会員が代表構成員となる実行委員会が行う県民、事業者等に地球温暖化対策に向けた率先行動を促す事業（高知県地球温暖化防止県民会議幹事会において適当であると認められた事業に限る。）

### ②豊かな流域づくり活動支援事業

県又は市町村等が策定した清流保全計画に基づき、河川環境保全の取組を行い、流域の保全・振興・共生の仕組みづくりに取り組む団体等が行う次に掲げる事業

- ア 流域の環境資源についての情報発信と活用
- イ 河川環境学習の推進
- ウ ア及びイに掲げるもののほか清流保全につながる取組

### ③その他特に知事が必要があると認める事業

上記以外で、5つの対象分野の事業で、3つの社会づくりにつながる効果があり、特に知事が必要があると認めるもの（ただし、森林環境の保全に関する事業を除く）

ただし、次のものは補助対象から除く。

- ア 市町村等の庁舎等の公用施設の整備に係る事業
- イ 国や県の他の補助事業として採択された事業
- ウ コンクリートによる3面張の生活排水路及び埋設排水管水路の整備
- エ 前年度採択事業と同じ事業内容が継続されている事業。ただし、関係者との合意形成や推進体制が確立され、複数年で目標達成が見込まれる事業については、この限りでない。

## (2) 事業の審査

事業の審査項目及び審査の観点は以下により行う。

### 【市町村等の審査項目】

#### (ア) 事業目的の妥当性

- ・ 事業の目的及び目標が明確であるか。
- ・ 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。
- ・ 市町村計画に明確かつ重要な位置づけがあるか。

#### (イ) 選択した手法の合理性

- ・ 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。
- ・ 課題の解決につながる手法（事業内容、日程、人員、費用等）の検討がなされているか。
- ・ 無駄なく能率的な手法がとられているか。

#### (ウ) 事業の効果度

- ・事業実施によりどのような結果が得られているか。
  - ・得られた結果が課題解決に結びつくか。
  - ・費用に見合った事業効果が期待できるか。
- (エ) 緊急性及び適時性
- ・社会通念上、緊急性があり、早急に実施する必要があるか。
  - ・実施するための環境及び条件が整っているか。
- (オ) 関係者の合意形成及び推進体制
- ・関係者との間で十分な協議がなされているか。
  - ・必要な手続きが実施または予定されているか。
  - ・事業実施に向けた推進体制が整っているか。

#### 【NPO等の審査項目】

- (ア) 事業目的の妥当性
- ・事業の目的及び目標が明確であるか。
  - ・環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。
- (イ) 選択した手法の合理性
- ・地域の現状及び課題を的確に把握しているか。
  - ・課題の解決につながる手法（事業内容、日程、人員、費用等）の検討がなされているか。
  - ・無駄なく能率的な手法がとられているか。
  - ・公益性のある活動であるか。
- (ウ) 事業の効果度
- ・事業実施によりどのような結果が得られるか。
  - ・得られた結果が課題解決に結びつくか。
  - ・費用に見合った事業効果が期待できるか。
- (エ) 地域住民の参加や協働
- ・地域住民及び様々な主体の参加があるか。
  - ・事業の実施により県民の環境活動への参加及び環境ネットワークの広がりが期待できるか。
- (オ) 関係者の合意形成及び推進体制
- ・関係者との間で十分な協議がなされているか。
  - ・必要に応じて市町村等との外部調整ができていますか。
  - ・事業実施に必要な会計管理及び一般的な事務処理の体制ができていますか。

### (3) 事業実施主体

- ①市町村等（公益法人を含む）
- ②NPO等
- ③県内の市町村、一部事務組合、広域連合若しくは複数の市町村が中心になって組織する協議会であり、その協議会の長が必要かつ適当と認め、補助を行う団体

### (4) 補助率等

- ①市町村等：補助対象経費の2分の1以内  
（1件当たりの補助金の範囲が10万円以上、150万円以下）
- ②NPO等：定額（1件当たりの補助金の範囲が50万円以下）

### (5) その他

申請書の提出期限は12月10日(火)必着とし、12月下旬に各団体によるプレゼンテーション方式により審査会を実施し、平成26年1月上旬には採択事業を決定のうえ交付決定を行う予定です。審査会の開催につきましては、別途ご連絡します。

★補助金の申請様式、交付要綱については、下記URLからご覧になれます。

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/>（環境共生課ホームページ）

★高知県環境基本計画第三次計画等については、下記URLからご覧になれます。

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030101/> (林業環境政策課ホームページ)

(提出・お問い合わせ先)

〒780-0850

高知市丸ノ内1丁目7-52

高知県 林業振興・環境部 環境共生課

担当：日田

TEL：088-821-4842

FAX：088-821-4530

E-Mail：030701@ken.pref.kochi.lg.jp (所属)

tomomi\_hida@ken4.pref.kochi.lg.jp (個人)